

<会計機関及び会計上の義務及び責任>

会計規程第39条

第1項 会計機関(補助者を含む。)は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

第2項 会計機関等は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

